

NEWS にゅーす あらがる

倶知安の宝物を守るために 倶小イトウの観察授業

絶滅が心配される幻の魚「イトウ」。運が良ければ4月下旬～5月頃の尻別川でその姿を見ることが出来ます。イトウの生息地は日本の中でも北海道に数カ所しかなく、尻別川はその最南端と言われています。尻別川はイトウにとって貴重な場所なのです。

5月12日（木）、倶知安小学校4年生がオビラメの会の協力のもとイトウの観察授業を行いました。この日は、全長1メートルを超えるほどの産卵期のイトウのオスを観察し、子どもたちは体の色や大きさに感動しながら、特徴を丁寧に書き記していました。観察を終え、オビラメの会の方からイトウの生態などの説明がされると、子どもたちからはたくさんの質問が飛び交いました。



△産卵期のイトウのオス
体長1メートルほど、体は赤色



△川の中のイトウを観察する
小学生

数が減少しているイトウを守るためには産卵場所を確保し、稚魚を育て、また産卵させることが大切だとオビラメの会の方には言います。しかし実際は、ダムが造られたことや川の側面がコンクリートで埋められたことにより、イトウの産卵環境は決して良い状況と言えるものではありません。

オビラメの会は尻別川のイトウを守る活動として、尻別川で採卵し、育てた稚魚の放流や産卵期の捕獲の自粛をお願いするパトロールを実施しています。稚魚を放流した結果、尻別川の支流ではイトウが産卵遡上するようになった川もあります。彼らは、人の手によって壊されかけている自然を必死に守ろうとしているのです。

イトウの観察授業は、教室では学ぶことができない地域学習の一環として4年前から実施されるようになりました。子どもたちには、この授業を通して人が自然に及ぼす影響を感じると共に、地元の自然や名物といった「宝物」を自ら愛し、守り続けることの素晴らしさを学んでほしいと思います。

屋外体育施設がオープン 青空の下でスポーツを

毎年4月末から5月の初めにかけて町内各所では、早朝や休日に町と競技団体などが協力し、屋外体育施設のオープンに向けた準備が始まります。

5月14日（土）には、スポーツ少年団員やその保護者、指導者ら292名が集まり、これから自分たちの利用する施設周辺での清掃ボランティア活動が行われました。

当日は春らしい天候の中、約1時間にわたり、総合体育館周辺やオープンを迎えたばかりの多目的広場や野球場、6月にオープン予定の町営プールの周辺や、冬に学校授業などで利用した旭ヶ丘スキー場を歩きながら、落ちているゴミを一生懸命に集めていき、活動終了後の施設周辺はとてもきれいになっていました。

少しずつ気温が上がってくるこれからの季節、さわやかな青空の下でスポーツを楽しみませんか。



◆町営ソフトボール球場

（きたろくグラウンド） 北6東8

・概要／ソフトボール球場4面

◆町営野球場

字旭68

・概要／野球場2面

◆町営テニスコート

字旭68

・概要／テニスコート（クレイ）5面

・お問い合わせ／町総合体育館

☎22-2288（ソフトボール球場、野球場、テニスコート）

◆旭ヶ丘パークゴルフ場

字旭41

・概要／4コース36ホール

・お問い合わせ／同管理棟

☎23-3789

◆町営プール（屋内）

字旭

※6月1日オープン予定

・概要／25メートル×7コース

・お問い合わせ／町営プール

☎22-5300

◆サンスポーツランドくっちゃん

字樺山41

・概要／テニスコート（ハード）5面

・お問い合わせ／同事務所

☎23-3220

◆しりべつ川リバーパーク

南11東1

・概要／パークゴルフ18コース

・お問い合わせ／町建設課

・お問い合わせ／町建設課

☎56-8011

このほか旧東陵中学校の一部施設を利用希望の方へ貸し付けています

・お問い合わせ／町総務課

☎56-8000

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 平成28年度の保険料等について ～

6月に保険料額をお知らせします

平成28年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均 等 割
【1人当たりの額】
49,809円

+

所 得 割
【本人の所得に応じた額】
(平成27年中の所得-33万円) ×
10.51%

=

1年間の保険料
【限度額57万円】
(100円未満切り捨て)

※

- 1年間の保険料の上限額は57万円です
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します

保険料のお支払いは、
「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。
口座振替を希望される方は町福祉医療課保健医療室国保医療係までお
問い合わせください。

※保険料のお支払いが困難な場合は町福祉医療課保健医療室国保医療係へご相談ください
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料
の支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります

ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や
薬局の窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます
「希望カード」が必要な方は町福祉医療課保健医療室国保医療係までお問い合わせください

◆ 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている
安全な薬です。
※ご希望の際は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう

◆ 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より
3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

■ お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
☎ 011-290-5601

町福祉医療課保健医療室国保医療係
☎ 56-8006
【役場庁舎③番窓口】